

令和3年8月19日

お客さま各位

都留信用組合

新型コロナウイルス感染症の「まん延防止等重点措置」対象区域拡大を踏まえた  
当組合の訪問活動の自粛について

平素より格別のお引き立てをいただき厚く御礼申し上げます。

令和3年8月16日、政府より山梨県に新型コロナウイルス感染拡大に伴う「まん延防止等重点措置」の適用が公表されました。東部富士五湖地域も対象地域に指定され、不要不急の外出の自粛等、人との接触による感染リスク拡大を防止することが強く要請されております。

このような状況下、当組合はお客さまと当組合の職員の健康・安全を最優先として、下記のとおり得意先担当者による訪問活動を自粛させていただきます。

お客さまには大変ご不便をお掛けいたしますが、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. お客さまの安全を考え、当組合得意先担当者による訪問活動(定期積金・売上集金等の定例訪問を含みます)を自粛させていただきます。  
※定期積金については後日一括して集金させていただき、満期時には契約どおりのお利息をお支払いさせていただきます。
2. 定期預金、定期積金の満期・書換え手続き等については、ご来店が可能なお客さまは、お手数ではございますが、お取引をされております営業店へご来店いただきますようお願い申し上げます。
3. コロナウイルス関連融資に関するご相談等で個別訪問をご希望されるお客さまは、まずはお電話で当該店舗または得意先担当者までご連絡をお願いいたします。
4. 毎年行っております年金誕生日のプレゼントについては、配布が遅れる事をご理解くださいますようお願いいたします。
5. この取り扱いは令和3年8月20日(金)からとし、「まん延防止等重点措置」が解除され、感染の不安が払拭されるまでの間を予定しております。

※窓口およびATMについては通常どおり営業を行っております。

本件に対するお問合せ先  
都留信用組合 「お客様相談窓口」  
電話(フリーダイヤル)0120-302144